



～米国雇用統計（12月）～

東京海上アセットマネジメント

投信情報部 岡 圭佑

雇用者数は8ヵ月ぶりの減少

1月8日に米国労働省が公表した12月の雇用統計は、景気動向を敏感に反映する非農業部門雇用者数が前月差▲14.0万人（11月：同+33.6万人）と、事前のブルームバーグ調査予想中央値（前月差+5.0万人）を下回り、2020年4月以来8ヵ月ぶりの減少となった（図表1）。

雇用者数減少の主因は、レジャー・娯楽（前月差▲49.8万人）であった（図表2）。こうした業種で雇用者数が減少した背景として、新型コロナウイルスの感染が急拡大するなか、飲食店を中心に導入された営業時間短縮などの制限措置が、雇用を圧迫したことがあげられる（図表3）。また、政府部門（11月：前月差▲8.1万人→12月：同▲4.5万人）については、オンライン授業へのシフトを背景とした教育関連職員の減少などを反映し、雇用の縮小が続いている。

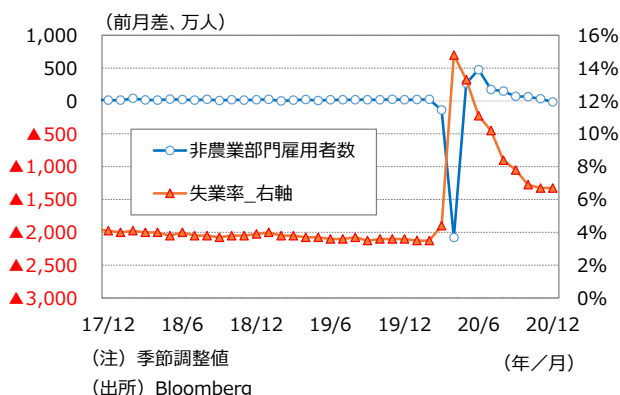
一方、製造業（11月：前月差+3.5万人→12月：同+3.8万人）や小売業（11月：前月差▲2.1万人→12月：同+12.1万人）は増加した。レジャー・娯楽以外の業種では雇用者数の緩やかな増加が続いており、レジャー・娯楽の雇用者数の落ち込みを部分的に埋め合わせる格好となった。

失業率は横ばいにとどまる

失業率は6.7%と前月（6.7%）から横ばいにとどまり、低下が一服している（ブルームバーグ調査予想中央値：6.8%）。平均時給は前月比+0.8%、前年比+5.1%と事前のブルームバーグ調査予想中央値（前月比+0.2%、前年比+4.5%）を大幅に上回った。これは、新型コロナウイルスの感染急拡大の影響を顕著に受けたサービス業を中心に低賃金労働者のレイオフ（一時解雇）が進んだことが背景にあると考えられる。

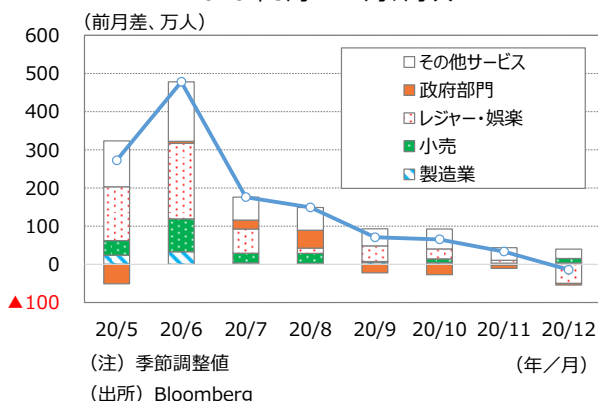
【図表1 非農業部門雇用者数と失業率】

2017年12月～2020年12月、月次



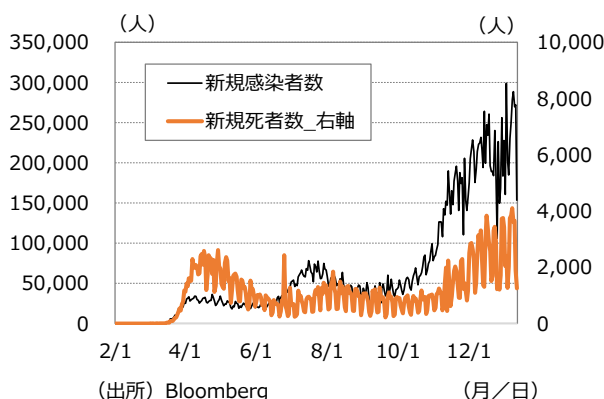
【図表2 非農業部門雇用者数の増減要因】

2020年5月～12月、月次



【図表3 新型コロナウイルスの感染状況】

2020年2月1日～2021年1月11日、日次



※上記は過去の実績であり、将来の動向を示唆・保証するものではありません。

※上記は作成日時点の弊社の見解であり、今後、予告なく変更することがあります。

(次頁へ続く)

ワクチン接種や追加経済対策が当面の雇用環境を下支え

12月の雇用統計は、新型コロナウイルスの感染急拡大により軟調な結果となった。もっとも、サービス業以外の雇用環境は比較的良好であるため、ワクチン接種の拡大により飲食や旅行を中心に需要が戻ってくれば、雇用環境は本格的な改善に向かうと考えられる。また、2020年12月末に成立した追加経済対策に盛り込まれた中小企業の雇用維持支援策も、レイオフの動きを抑制する要因となろう（図表4）。

【図表4 12月末に成立した追加経済対策】

	内容	規模
家計	失業給付の特例加算や現金給付	2,860億米ドル
中小企業	雇用を維持した企業を対象とした給与の補填	3,250億米ドル
運輸業界	航空会社や鉄道会社の支援	450億米ドル
医療部門	ワクチン普及や検査費用に充当	690億米ドル
その他	オンライン教育や家賃の支払い支援など	1,620億米ドル

（注）各種公表資料をもとに東京海上アセットマネジメント作成

投資信託に係るリスクについて

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等値動きのある証券に投資をしますので、これら組み入れ資産の価格下落等や外国証券に投資する場合には為替の変動により基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

投資信託は、預貯金や保険と異なります。また、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。個別の投資信託毎にリスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面等をよくご覧ください。

投資信託に係る費用について

- 購入時に直接ご負担いただく費用・・・購入時手数料 上限3.3%（税込）
 - 換金時に直接ご負担いただく費用・・・信託財産留保額 上限0.5%
 - 保有期間中に間接的にご負担いただく費用・・・信託報酬 年率上限2.035%（税込）
※ファンド・オブ・ファンズでは、一部を除き、ファンドが投資対象とする投資信託証券の運用管理費用等を別途ご負担いただきます。
 - その他の費用・手数料・・・監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、信託事務等に要する諸費用等をファンドの信託財産を通じて間接的にご負担いただきます。
- 詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）、契約締結前交付書面等をよくご覧ください。

※お客さまにご負担いただく手数料等の合計金額については、お客さまの保有期間等に応じて異なりますので表示することができません。

<ご注意>

上記のリスクや費用につきましては、一般的な投資信託を想定しています。費用の料率につきましては、東京海上アセットマネジメントが運用するすべての投資信託のうち、徴収するそれぞれの費用における最高の料率を記載しています。費用の詳細につきましては、個別の投資信託毎の投資信託説明書（交付目論見書）、契約締結前交付書面等をよくご覧ください。

投資信託にかかるリスクや費用は、投資信託毎に異なりますので、ご投資をされる際には、事前に投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面をよくご確認ください。

東京海上アセットマネジメント株式会社

<https://www.tokiomarineam.co.jp/>

サービスデスク 0120-712-016
(土日祝日・年末年始を除く 9:00~17:00)

商号等：東京海上アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第361号

加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

一般社団法人第二種金融商品取引業協会

- 当資料は、情報提供を目的として東京海上アセットマネジメントが作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。お申込みに当たっては必ず投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。投資信託説明書（交付目論見書）は販売会社までご請求ください。
- 当資料の内容は作成日時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。当資料に掲載された図表等の内容は、将来の運用成果や市場環境の変動等を示唆・保証するものではありません。
- 投資信託は、値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には、この他に為替変動リスクもあります）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。
- 投資信託は金融機関の預金とは異なり元本が保証されているものではありません。委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。
- 投資信託は、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 投資信託は、預金および保険契約ではありません。また、預金保険や保険契約者保護機構の対象ではありません。
- 登録金融機関から購入した投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。